

萩市地域公共交通会議 財務規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、萩市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき萩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終了する。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。ただし、経理すべき歳入歳出が生じないことが明らかである場合は、この限りではない。

4 会長は、前項の規定により、予算の承認を得られたときは、速やかに当該予算書の写しを萩市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、交通会議の承認を得なければならない。

（予算の区分）

第4条 歳入及び歳出の予算の区分は、別表のとおりとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項の区分以外の区分を定めることができる。

（予算の流用等）

第5条 会長は、歳出予算の流用等をしたときは、直近の交通会議において報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金は、会長が定める金融機関に預けなければならない。

（出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（予算の執行）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、萩市の例により行うものとする。

2 出納員は、次に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、交通会議の決算を調製し、監事の監査に付した後、交通会議の承認を得なければならない。ただし、第2条第3項ただし書きの規定により予算を調製しない年度については、この限りではない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得られたときは、速やかに当該決算書の写しを萩市長に送付しなければならない。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年〇月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

1 歳入予算の区分

項 目	
1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金
3 雑収入	1 雑収入
4 繰越金	1 繰越金

2 歳出予算の区分

項 目	
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費